

株式取扱規程

SBIアルヒ株式会社

平成29年 6月 1日 制定施行
令和 6年 1月 4日 改定施行

第1章 総 則

(目的)

第1条 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成、備置き、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、定款の定めに基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は次のとおりとする。

(1) 株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

(2) 同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(3) 同取次所

みずほ信託銀行株式会社 全国各支店

(請求、届出等)

第3条 この規程による請求、届出、申出または申請については、当社の定める書式により、これに第9条の規定による届出印を押印して行うものとする。

2. この規程による請求、届出、申出または申請について、代理人により行うときは、代理権を証する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証する書面を提出しなければならない。
3. 当社はこの規程による請求、届出、申出または申請をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する書面その他の資料の提出を求めることができる。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(名義書換等)

第4条 株主名簿への記載または記録等（以下「名義書換」という。）を請求するときは、所定の請求書に現在の株主と株式取得者が連署のうえ、提出しなければならない。

2. 譲渡以外の事由により株式を取得した者が名義書換を請求するときは、前項の手続によるほか、取得を証明する書面を提出するものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合は、株式取得者が単

独で名義書換を行うことができる。

- (1) 株式取得者が株主として株主名簿に記載もしくは記録がされた者またはその一般継承者に対して当該株式取得者の取得した株式にかかる会社法第133条第1項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証明する書面その他の資料を提供して請求をしたとき
- (2) 株式取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証明する書面その他の資料を提供して請求をしたとき
- (3) 株式取得者が指定買取人である場合において、譲渡等承認請求者に対して売買代金の全部を支払ったことを証明する書面その他の資料を提供して請求したとき
- (4) 株式取得者が一般承継により当該株式会社の株式を取得した者である場合において、当該一般承継を証明する書面その他の資料を提供して請求をしたとき
- (5) 株式取得者が当該株式会社の株式を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証明する書面その他の資料を提供して請求をしたとき
- (6) 株式取得者が株式交換により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき
- (7) 株式取得者が株式移転により当該株式会社の発行済株式の全部を取得した株式会社である場合において、当該株式取得者が請求をしたとき
- (8) 株式取得者が会社法197条第1項の株式を取得した者である場合において、同条第2項の規定による売却にかかる代金の全部を支払ったことを証明する書類その他の資料を提供して請求をしたとき
- (9) 株式取得者が会社法第234条第2項（同法第235条第2項において準用する場合を含む。）の規定による売却にかかる株式を取得した者である場合において、当該売却にかかる代金の全部を支払ったことを証明する書面その他の資料を提供して請求したとき

（法令による別段の定めあるときの名義書換）

第5条 株式の移転について、法令による別段の手続を必要とするときは、所定の請求書に現在の株主と株式取得者が連署のうえ、その完了を証明する書面を添えて提出しなければならない。ただし、前条第3項各号に該当する場合は、株式取得者が単独で請求書にその手続きの完了を証明する書面を添えて提出しなければならない。

(株主名簿記載事項証明書)

第6条 株主名簿に記載または記録された者は、当該株主について株主名簿に記載または記録された事項を証明した書面の交付を当社に請求することができる。

第3章 質権の登録および信託財産の表示

(質権の登録または抹消)

第7条 株式につき質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、所定の請求書に質権設定者および質権者が連署のうえ、提出しなければならない。

(信託財産の表示または抹消)

第8条 株式につき信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、委託者または受託者が所定の請求書を提出しなければならない。

第4章 諸 届

(株主等の住所、氏名および印鑑の届出)

第9条 株主、登録質権者またはそれらの法定代理人および法律に定める財産管理人は、その住所、氏名または名称および印鑑を届け出なければならない。ただし、外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

2. 前項の届出事項に変更があったときも同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第10条 外国に居住する株主、登録質権者またはそれらの法定代理人は、前条の手続のほか、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定めて届け出なければならない。

2. 常任代理人には、前条の規定を準用する。

(法人株主等の代表者)

第11条 株主、登録質権者またはそれらの代理人が法人であるときは、その代表者1名を定め、その資格および氏名を届け出なければならない。

2. 前項の届出事項を変更したときは、届出書に登記事項証明書を添えて届け出なければならない。

(共有株式の代表者)

第12条 株式を共有する株主は、共有者連署のうえ、その代表者1名を定めてその氏名または名称および住所を届け出なければならない。

2. 前項の代表者を変更したときも前項と同様とする。

(株主名簿の表示変更)

第13条 次の各号に掲げる事由により株主名簿の表示の変更をしようとするときは、所定の届出書にその事実を証明する書面を添えて提出しなければならない。

- (1) 改姓、改名
- (2) 親権者、後見人等の法定代理人、もしくは法律に定める財産管理人の設定、変更または解除
- (3) 商号または法人名称の変更
- (4) 法人組織の変更

第5章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、請求書を第2条に規定する株式事務取扱場所または取次所に提出するものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取単価は、買取請求者からの協議の申込みがあった場合を除き、当社が定めた価格によることとする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第16条 当社は、前条の買取単価に買取請求株式数を乗じた額を、買取価格決定の翌日から起算して6営業日以内に株主より指定された方法によりこれを支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続きを完了した日に当社に移転するものとする。

第6章 株主権の権利行使手続き

(電子提供措置事項の書面交付請求及び異議申述の方法)

第18条 会社法325条の5第1項の規定により電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求するとき及び同条第5項の規定により異議を述べるときは、株主名簿管理人を通じて行うものとする。ただし、証券会社等及び機構を通じて行うものについてはこの限りではない。

2. 前項の請求又は異議を株主名簿管理人を通じて行う場合、株主名簿管理人の定めるところによるものとする。

(株主の権利の行使方法)

- 第19条 株主は、法令に基づき、取締役に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とするものの請求、または、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求など株主の権利を行使する場合には、書面によって行うものとする。ただし、本規程に別段の定めがある場合を除く。
2. 当社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および議案が役員選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は、以下のとおりとする。
- (1) 提案理由
各議案ごとに400字
- (2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項
各候補者ごとに400字
3. 株主が10を超える数の議案の要領を株主に通知することを請求する場合、会社法第305条第4項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号の定めに従い定める。ただし、当該請求をした株主が当該請求と併せて提出しようとする2以上の議案の全部又は一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、その定めに従いこれを定める。
- (1) 株主の請求内容が横書きで記載されている場合、上から数えて定める。
- (2) 株主の請求内容が縦書きで記載されている場合、右から数えて定める。
- (3) 株主の請求において議案が秩序だてて記載されていない場合その他前2号のいずれかに当たるとは認められない場合、代表取締役が定める。

第7章 手数料

(手数料)

- 第20条 当社の株式取扱に関する手数料は、無料とする。

附 則

(所管部署)

第1条 本規程の所管は、法務部門とする。

(本規程の改廃)

第2条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。ただし、誤記その他これらに類する明白な誤りの修正（組織変更に伴う部門名称の変更含む）、法令の改廃に基づく変更、及び組織変更等に伴う運用の変更に基づく変更については、代表取締役の承認により、本規程を改定することができる。

